

教育規程の改正

ローバースカウト部門に関する改正

第7章 教育の方法

7-30 ローバースカウトの教育 改正

7-32 ローバースカウト活動の実施 改正

2023年11月10日 教育推進本部会合承認

2024年 1月13日 第3回理事会（臨時）承認

2024年 4月 1日 施行

教育規程 第7章 教育の方法

条文番号	現行	条文番号	改正	備考
ローバースカウトの教育 7-30	ローバースカウトの教育は、スカウトが「ちかい」及び「おきて」を各自の生活に、より強力に具現化する機会を与えるとともに、自らの有為の生涯を築き、社会に奉仕する精神と体力を養うことを目指すものとする。	ローバースカウトの教育 7-30	ローバースカウトの教育は、「ちかい」と「おきて」の実践によって自ら有為の生涯を築き、各人がそれぞれの社会的環境において、永続的に地域社会・国際社会に貢献できる責任ある市民となる青年を育成することを目指すものとする。	教育の方向性の明確化
ローバースカウト活動の実施 7-32	ローバースカウト隊の活動は、隊で定めた自治規則に則り、活動の目標を定めて運営され、スカウト自ら実施する自己研鑽と、隊が行う奉仕活動その他の社会活動によって行われる。	ローバースカウト活動の実施 7-32	ローバースカウト隊の活動は、隊で定めた自治規則に則り、活動の目標を定めて運営される。 ② 活動は、個人・隊・活動チームによる自己研鑽と、奉仕活動その他の社会活動によって行われる。 ③ 隊指導者は活動形態や内容に応じて、指導や助言にふさわしい資質と経験を備えた者をアドバイザーとして連携して指導を行うことができる。 ④ 活動は活動形態に従い、隊長の承認を得る。	活動チームによる活動を明記